平成２６年（フ）第１８３号
宮崎市佐土原町東上那珂15779番地１　市営住宅下村56棟８号
債務者　石垣　智穂
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９３号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目34番17号
債務者　久永　大介
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目３番26号　レオパレスサニーヒル紫原110号
債務者　満尾　達也
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目16番19号
債務者　藤河　正光
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４３号
長野県上伊那郡飯島町飯島1427番地４
債務者　細川　勇喜
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第６２号
兵庫県神戸市兵庫区熊野町５丁目11番４号、前住所兵庫県明石市藤江1004番地の４　アルファステイツ西明石Ⅱ604号
債務者　神戸　渉
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
神戸市西区池上４丁目23番地の６　メゾンフレール101号
債務者　有岡　健一
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
兵庫県佐用郡佐用町平福780番地　社会福祉法人聖風会千種川リハビリテーションセンター、前住所兵庫県明石市魚住町清水1142番地の14
債務者　森光　信幸
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２55棟502号、前住所兵庫県明石市貴崎５丁目６番45号　サンフラワー貴崎301号
債務者　森本　裕子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
兵庫県豊岡市江野1775番地
債務者　大谷　清彦
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
佐賀県唐津市厳木町岩屋716番地３　新屋敷27号
債務者　吉崎真由美（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第３３３号
熊本市西区上代３丁目11番28号　Ｂ棟
債務者　小平　由香（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３９２号
熊本市南区田迎１丁目６番41号　さくら荘204、前住所熊本市南区出仲間１丁目６番23号　スモールウィロー405号
債務者　垣添　有子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６号
兵庫県南あわじ市神代浦壁420番地１
債務者　島田　穣
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第３７号
兵庫県南あわじ市神代浦壁420番地１
債務者　島田りつ子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第８５号
青森県八戸市湊高台２丁目12番23号　シティコート湊高台Ａ１―１
債務者　畠山　隆
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
神戸市中央区花隈町33番18―1003号
債務者　戎野　京子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部